津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２８６号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町１３０４番地
	津市クリーンセンターおおたか	津市森町２４３８番地１
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野３９２番地
	津市安芸美清掃センター	津市芸濃町北神山１４５０番地

」を

「

ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町１３０４番地
	津市クリーンセンターおおたか	津市森町２４３８番地１
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野３９２番地

」に

改める。

第５条の表中

「

津市西部クリーンセンター	１　ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） ２　廃棄物処理条例第１１条第３項の規定により、	１　廃棄物の重量が２０キログラム以下の場合　３００円 ２　廃棄物の重量が２０キログラムを超える場合　３００円に２

	市長が別に定める産業廃棄物	０キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）１０キログラム（一律超過重量に１０キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が５キログラム以上のときはこれらを１０キログラムとし５キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について１５０円を加算した額」
津市クリーンセンターおおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	
津市河芸美化センター		
津市安芸美清掃センター		

を

「

津市西部クリーンセンター	１　ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） ２　廃棄物処理条例第１１条第３項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	１　廃棄物の重量が２０キログラム以下の場合　３００円 ２　廃棄物の重量が２０キログラムを超える場合　３００円に２０キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）１０キログラム（一律超過重量に１０キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が５キログラム以上のときはこれらを１０キログラムとし５キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について１５０円を加算した額」
津市クリーンセンターおおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	
津市河芸美化センター		

に

改める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２８７号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成１８年津市条例第１８５号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第35条関係）

農作物共済の共済金額表

農作物共済の共済目的の種類等			法第107条第４項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額
水稲	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	１００分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成９年産から平成１７年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	法第106条第２項の規定により農林水産大臣が定めた２以上の金額のうち最高額のものと同額
			2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	
		１００分の40	1	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	
	法第106条第１項第３号に規	１００分の10	1	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	

	定する金額を共済金額とする農作物共済		2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	同上
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	
		１００分の20	1	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	
麦１類	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	１００分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0％以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5％以上20.0％未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0％以上12.5％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％以上5.0％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％未満の組合員等	
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	

		１００分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0％以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5％以上20.0％未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0％以上12.5％未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％以上5.0％未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％未満の組合員等	
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	
麦２類～麦５類	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	１００分の30			同上
		１００分の40			同上

別表第２　（第36条関係）

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等			法第107条第４項の規定による危険段階別		共済掛金率	農家負担共済掛金率
水稲	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	１００分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	％ 3.085	％ 1.542500
			2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	1.581	0.790500
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	1.188	0.594000
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	1.057	0.528500
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	1.028	0.514000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	1.137	0.568500
		１００分の40	1	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0％以上の組合員等	1.921	0.960500
			2	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9％以上10.0％未満の組合員等	0.984	0.492000
			3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	0.740	0.370000
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	0.658	0.329000
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	0.640	0.320000

				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	0.708	0.354000
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	8.042	4.021000
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	4.121	2.060500
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	3.097	1.548500
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	2.755	1.377500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	2.680	1.340000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	2.964	1.482000
		100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	2.835	1.417500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	1.453	0.726500
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	1.092	0.546000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	0.971	0.485500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	0.945	0.472500
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	1.045	0.522500
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	8.444	4.222000
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	4.327	2.163500

	金額とする農作物共済		3	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5％以上1.9％未満の組合員等	3.252	1.626000
			4	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％以上0.5％未満の組合員等	2.893	1.446500
			5	要領により算出した平成９年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001％未満の組合員等	2.814	1.407000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	3.112	1.556000
麦１類	法第106条第１項第１号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	１００分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0％以上の組合員等	11.281	5.290789
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5％以上20.0％未満の組合員等	8.776	4.115944
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0％以上12.5％未満の組合員等	7.626	3.576594
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％以上5.0％未満の組合員等	6.295	2.952355
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％未満の組合員等	5.640	2.645160
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	7.786	3.651634
		１００分の40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0％以上の組合員等	7.969	3.801213
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5％以上20.0％未満の組合員等	6.199	2.956923
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0％以上12.5％未満の組合員等	5.387	2.569599
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％以上5.0％未満の組合員等	4.447	2.121219
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0％未満の組合員等	3.984	1.900368

				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	5.500	2.623500
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	17.088	7.911744
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	13.294	6.155122
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	11.552	5.348576
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	9.535	4.414705
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	8.543	3.955409
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	11.794	5.460622
麦2類～麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30			7.786	3.651634
		100分の40			5.500	2.623500
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10			11.794	5.460622

附　則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稲にあっては平成１８年産のものから、麦にあっては平成１９年産のものからそれぞれ適用し、平成１８年産の麦については、なお従前の例による。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２８８号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第８号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により　」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２８９号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成１８年津市条例第２３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号の表中

「	津市立雲林院幼稚園 津市立安西幼稚園	津市芸濃町雲林院１０１９番地 津市芸濃町北神山３０５番地	を 」
「	津市立安西・雲林院幼稚園	津市芸濃町北神山３０５番地	」に

改める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９０号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成１８年津市条例第２５０号)の一部を次のように改正する。

第６条中「別表第５６」を「別表第５７」に改める。

別表第１中

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町２１７４番地１	を

」

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町２１７４番地１	
フットサルコート	津市安濃中央総合公園内フットサルコート	津市安濃町草生２３４番地５	に

改める。」

別表第５６を別表第５７とし、別表第４７から別表第５５までを１表ずつ繰り下げ、別表第４６の次に次の１表を加える。

別表第４７（第６条関係）

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の使用料

単位　円

<table>
<tr><th>使用区分</th><th colspan="3">使用料</th><th>超過使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">フットサルコート</td><td colspan="2">１時間（１時間未満は、１時間とする。）当たり</td><td>１，５００</td><td>３０分（３０分未満は、３０分とする。）増すごとに　７５０</td></tr>
<tr><td>夜間照明</td><td>１時間（１時間未満は、１時間とする。）当たり</td><td>３００</td><td>３０分（３０分未満は、３０分とする。）増すごとに　１５０</td></tr>
<tr><td colspan="5">〔備考〕
市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の２倍の額とする。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９１号

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

久居市企業誘致促進条例（平成１０年久居市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成１８年３月３１日」を「平成１９年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

白山町通園バス設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９２号

白山町通園バス設置条例を廃止する条例

白山町通園バス設置条例（平成１０年白山町条例第５号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市助役定数条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９３号

津市助役定数条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６１条第３項の規定に基づき、助役の定数を２人とする。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月２４日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９４号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成１８年津市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第８条中「平成１７年度」を「平成１８年度から平成２０年度までの各年度」に改め、同条第１号中「第３８条第１項第１号」の次に「及び第２号」を加え、「２０，０００円」を「２８，５６０円」に改め、同条第２号中「第３８条第１項第２号」を「第３８条第１項第３号」に、「３０，０００円」を「４２，８４０円」に改め、同条第３号中「第３８条第１項第３号」を「第３８条第１項第４号」に、「４０，０１０円」を「５７，１３０円」に改め、同条第４号中「第３８条第１項第４号」を「第３８条第１項第５号」に、「５０，０１０円」を「７１，４１０円」に改め、同条第５号中「第３８条第１項第５号」を「第３８条第１項第６号」に、「６０，０１０円」を「８５，６９０円」に改める。

第１０条第３項中「又は第４号ロ」を「、第４号ロ又は第５号ロ」に、「第４号まで」を「第５号まで」に改める。

第１９条中「法第３１条第１項後段」の次に「、法第３３条の３第１項後段」を加える。

附則第６項の前の見出し中「平成１７年度」を「平成１８年度及び平成１９年度」に改め、同項及び附則第７項を次のように改める。

６　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。以下「改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１８年度における保険料率は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）第８条第３号に該当する者であって、その者の属する世帯

の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合に第８条第１号に該当するもの　３７，７００円

（2）第８条第３号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第２号に該当するもの　４７，４１０　円

（3）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受ける者（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第８条第１号に該当するもの　４２，８４０円

（4）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第２項経過措置対象者に限る。)が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第２号に該当するもの　５１，９８０円

（5）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第２項経過措置対象者に限る。)が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第３号に該当するもの　６１，７００円

７　改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１９年度における保険料率は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第８条第３号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第１号に該当するもの　４７，４１０　円

（2）第８条第３号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第２号に該当するもの　５１，９８０　円

（3）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受ける者（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第８条第１号に該当するもの　５７，１３０円

（4）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第４項経過措置対象者に限る。)が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第２号に該当するもの　６１，７００円

（5）第８条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第４項経過措置対象者に限る。)が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第３号に該当するもの　６６，２７０円

附則第８項から附則第１３項までを削る。

附　則

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

２　改正後の津市介護保険条例の規定は、平成１８年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成１７年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

（平成１８年３月２４日　掲示済）

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成１８年３月３１日

津市長　松　田　直　久

津市条例第２９５号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成１８年津市条例第７１号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「１９８，０００円」を「１８９，０００円」に改める。

第３１条第２項の表第１号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１７号に規定する資本積立金額又は同条第１７号の３に規定する連結個別資本積立金額との合計額」を「資本金等の額（法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１６号に規定する資本金等の額又は同条第１７号の２に規定する連結個別資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第２号から第８号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第３４条の５の２第１項中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法第２条第１７号に規定する資本積立金額との合計額」を「資本金等の額（法人税法第２条第１６号に規定する資本金等の額又は同条第１７号の２に規定する連結個別資本金等の額」に改め、同条第２項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「第３１２条第３項第１号又は第２号」を「第３１２条第３項第１号から第２号まで」に改める。

第６１条第９項中「第１項から第６項まで」の次に「及び法第３４９条の３第１１項」を加え、同条第１０項中「前項」の次に「並びに法第３４９条の３第１１項」を加える。

附則第２条の３中「１９８，０００円」を「１８９，０００円」に、「１７６，０００円」を「１６８，０００円」に改める。

附則第５条第１項中「３５万円を」を「３２万円を」に改める。

附則第１０条の２第３項を削り、同条第４項中「附則第１６条第７項」を「附則第１６条第６項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「附則第１６条第８項」を「附則第１６条第７項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条に次の１項を加える。

５　法附則第１６条第８項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か

ら３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２５項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所及び氏名又は名称

⑵　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

⑶　家屋の建築年月日及び登記年月日

⑷　耐震改修が完了した年月日

⑸　耐震改修に要した費用

⑹　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出できなかった理由

附則第１０条の３第１項中「（法附則第１６条第６項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第３項に規定する書類を含む。）」を削り、同項第３号中「、第５項又は第６項」を「又は第５項」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第５号を同条第７号とし、同条第４号中「附則第１８条第２項」を「附則第１８条第７項」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号中「附則第１７条第６号イ」を「附則第１７条第８号イ」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号の次に次の２号を加える。

⑶　住宅用地　法附則第１７条第３号

⑷　商業地等　法附則第１７条第４号

附則第１１条の２の見出しを「（平成１９年度又は平成２０年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第１項中「平成１６年度分」を「平成１９年度分」に、「平成１７年度分」を「平成２０年度分」に改め、同条第２項中「平成１６年度適用土地」を「平成１９年度適用土地」に、「平成１６年度類似適用土地」を「平成１９年度類似適用土地」に、「平成１７年度分」を「平成２０年度分」に改める。

附則第１２条の前の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第１項から第３項までを次のように改める。

宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては１０分の８、商業地等にあっては１０分の６を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第１２条に次の３項を加える。

４　住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が０．８以上のものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける住宅用地で

あるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下この項において「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

６　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

附則第１２条の２を次のように改める。

第１２条の２　削除

附則第１２条の３の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年法律第９号）附則第１３条」を「平成１８年法律第７号）附則第１５条」に、「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第１３条の３を次のように改める。

第１３条の３　削除

附則第１４条中「、第１２条の２」を削る。

附則第１５条の２第１項中「附則第１２条第１項」を「附則第１２条第１項から第６項まで」に、「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「平成１５年１月１日から平成１７年１２月３１日まで」を「平成１８年１月１日から平成２１年３月３１日まで」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項第１号中「法附則第２０条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第１７条第４号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第３１条の３第４項」を「附則第３１条の３第３項」に改め、「又は第２項」を削り、同項を同条第５項とする。

附則第２０条の３の次に次の１条を加える。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第２０条の４　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等については、第３３条及び第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５の税率から同法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」とする。

⑵　第３４条の６、第３４条の７第１項及び附則第７条第１項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第２０条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

⑶　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第３条の２第１６項に規定する特

定利子に係る利子所得の金額、同条第１８項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第２２項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第２４項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

⑷　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第２０条の４第１項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

⑸　附則第２１条第４項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第２０条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第３３条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第３３条及び第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に１００分の５（平成２０年３月３１日までに支払を受けるべきものにあっては、１００分の３）の税率から限度税率を控除して得た率に１００分の６８（同日までに支払を受けるべきものにあっては、３分の２）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第３条の２の２第３項の規定の適用を受ける場合には、１００分の３．４（同日までに支払を受けるべきものにあっては、１００分の２）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるの

は、「総所得金額、附則第２０条の４第３項に規定する条約適用配当等の額」とする。

⑵　第３４条の６、第３４条の７第１項及び附則第７条第１項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第２０条の４第３項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項中「第３３条第４項」とあるのは「附則第２０条の４第４項」とする。

⑶　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第２０条の４第３項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第３条の２第２０項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

⑷　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第２０条の４第３項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の４第３項の規定による市民税の所得割の額」とする。

⑸　附則第２１条第４項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第２０条の４第３項の規定による市民税の所得割の額」とする。

６　租税条約実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第３４条の７第１項の規定の適用については、同項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第２０条の４第３項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第３３条第６項」と、「法第３７条の３」とあるのは「租税条約実施特

例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の３」とする。

附則第２２条の前の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第１項から第３項までを次のように改める。

宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては１０分の８、商業地等にあっては１０分の６を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第１項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第２２条に次の３項を加える。

４　住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が０．８以上のものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

６　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の都市計画税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

附則第２２条の２を次のように改める。

第２２条の２　削除

附則第２２条の３の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年法律第９号）附則第１３条」を「平成１８年法律第７号）附則第１５条」に、「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改める。

附則第２３条の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第２４条を次のように改める。

第２４条　削除

附則第２５条中「附則第２２条第１項及び第２項」を「附則第２２条第１項及び第３項」に、「附則第２２条第１項の」を「附則第２２条第１項、第４項及び第５項の」に、「附則第２５条第２項」を「附則第２５条第７項」に、「附則第１８条第２項に、附則第２２条及び第２３条並びに前条」を「附則第１８条第７項に、附則第２２条第２項及び第４項の「住宅用地」とは法附則第１７条第３号に、附則第２２条第２項、第５項及び第６項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第２２条第４項から第６項まで及び第２３条」に、「附則第１７条第６号ロ」を「附則第１７条第８号ロ」に、「附則第１８条第２項」を「附則第１８条第７項」に改める。

附則第２６条中「附則第１５条第３項、第１７項、第１８項、第３９項、第４１項、第４５項、第４８項、第４９項、第５１項、第５２項若しくは第５４項から第５９項まで」を「附則第１５条第２項、第１５項、第１６項、第３５項、第３７項、第４１項、第４４項、第４５項、第４７項、第４８項、第５０項、第５１項、第５２項、第５３項、第５４項、第５５項又は第５８項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第２４条第２項及び附則第５条第１項の規定は、平成１８年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、平成１７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　平成１８年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）第２４条第２項の規定に該当する者（旧条例附則第２条の３の規定により読み替えて該当する者を含む。）であり、かつ、当該年度分の旧条例第３６条の２第１項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第３６条の２第１項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「３月１５日」とあるのは、「平成１８年４月３０日」とする。

３　新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成１８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成１７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成１８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成１７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成１８年３月３１日　掲示済）